

鈴木徳男・嘉戸一将 編

『明治国家の精神的的研究』〈明治の精神〉をめぐって

鳥井正晴

本著は、相愛大学人文科学研究所以の共同研究「明治の精神研究会」の発表成果の結実である。研究会は二〇〇六年七月から二〇〇八年三月まで九回開催された。本著はそのうち五本の発表内容を改めて書き下ろしたものである。まず、目次を挙げる。

* * *

揺らぐ近代 —— 序にかえて

鈴木徳男

「明治の精神」 —— その典拠と、漱石の認識

鳥井正晴

一 「こゝろ」が語る、天皇崩御と乃木殉死

二 「こゝろ」が語る、「明治の精神」

三 次世代の反応

四 明治国家の「官費留学生」 —— 政府の君に託したるは（鷗

外、官命を帯びて遠く海を渡る主意（漱石）

五 広田先生の「夢」の話 —— 近代の大なる代償

「忠君」と「愛国」 —— 明治憲法体制における「明治の精神」

嘉戸一将

はじめに —— 明治憲法体制における忠誠の問題

一 問題の所在

(一) 「忠君愛国」とは何か

(二) 西洋における忠君と愛国

(三) 日本における忠君と愛国をめぐって

二 忠誠観念の制度化という問題

(一) 啓蒙思想家と「忠君」

(二) 明治憲法制定と「愛国」

三 明治憲法体制と紐帯

(一) 明治憲法解釈における紐帯

(二) 国民道徳論と個人主義をめぐって

結びに代えて

福沢諭吉における兵役の「平等」 —— 徴兵論と兵役のがれの間

長谷川精一

はじめに

一 福沢諭吉の徴兵論

二 福沢親子の「徴兵逃れ」

三 兵役税の提案

四 兵役義務と兵役税

五 兵役義務の「崇高性」

結末の行方 —— 黎明期明治戯作の位相

山本和明

- 一 転ぶ戯作者
- 二 周縁の状況
- 三 解き放たれた戯作
- 四 貫通する稗官魂
- 五 疲弊と困惑
- 六 法網、頭上に覆ふ
- 七 彷徨ふ結末
- 八 江戸戯作の復権
- 九 戯作のゆくへ
- 十 一つの夢想

近代歌学の出発 —— 竹柏園と博文館

鈴木徳男

- はじめに —— 肯定的に価値づけられた明治
- 一 明治一〇年代
 - 二 明治二〇年代
 - 三 日本歌学全書
 - 四 博文館
 - 五 竹柏園の業績
- おわりに —— 和歌研究の現在

嘉戸一将

各論考は、四〇〇字原稿用紙八〇枚を優に超える大作で、「見出し」からも解るように、どれもが広汎な人文科学論文である。熱心な「明治の精神研究会」の参加者であったはずの私(?)にしても、各論文を正鶴に紹介するのはなかく骨が折れる。論点が広汎ゆえに、部分と全体の関係が難しい。

鳥井正晴の、「明治の精神」—— その典拠と、漱石の認識は、そもも研究会の名称でもある「明治の精神」なる語の典拠を、漱石の作品「こゝろ」より抽出し、確認するところから始まる。次が、その当該部の引用の一部である。

すると夏の暑い盛りに明治天皇が崩御になりました。其時私は明治の精神が天皇に始まつて天皇に終つたやうな気がしました。最も強く明治の影響を受けた私どもが、其後に生き残つてゐるのは必竟時勢遅れだといふ感じが烈しく私の胸を打ちました。

(「下 先生と遺書」第五十五章)

私は妻に向つてもし自分が殉死するならば、明治の精神に殉死する積だと答へました。(中略) 御大葬の夜私は何時もの通り書斎に坐つて、相図の号砲を聞きました。私にはそれが明治が永久に去つた報知の如く聞こえました。後で考へると、それが乃木大将の永久に去つた報知にもなつてゐたのです。

(「下 先生と遺書」第五十六章)

明治四五年七月三〇日、天皇が崩御する。諡は、「明治天皇」と追号される。同三〇日より、「大正」と改元される。御大葬は、一ヶ月後の九月一三日に挙行された。午後八時、第一の号砲を合図に、御霊輜(天皇の柩を乗せた車)が皇居の二重橋前を出発、青山の大葬場へと行進を開始する。その号砲を合図に乃木希典が殉死した。

そして鳥井論文は、漱石が語る「明治の精神」に、次の前提を云う。

作品「こゝろ」は、先生の「明治の精神」への殉死をもつて終

息する。しかし先生は、あくまで「明治の精神」に殉じたのであって、「明治天皇」に殉じたとは言っていない。そこに、乃木希典との決定的な距離がある。「明治天皇」を「明治の精神」と言い換えたところに、漱石の、作家としての「批判」と「立場」が明らかにある。

「明治の精神」に関する、たとえば次の諸説が紹介される。

明治の精神に殉死することは、一面において自身をかく在らしめた時代と刺違えることでもある。
(越智治雄)

時代への文明批評的反発と、その時代を統べた天子とそれと共に生きた時代への絶ち切りがたい共犯者意識ともいべき郷愁とが矛盾したまま癒着しているのが、「先生」の対時代意識である。
(竹盛天雄)

「記憶して下さい。私はこんな風にして生きて来たのです」

いわば「先生」は明治という巨大でもあり卑小でもあった筈のひとつの船の、(中略)無用者ではあるが異邦人ではない、そうした乗船員だったということではあるまいか。
(大江健三郎)

就いては鳥井論文は、「明治の精神」の基底・基調を、次のように再度確認、強調する。

明治という「船」(時代)の乗船員で、漱石はあった。「明治」は、漱石自身にとって、「自身をかく在らしめた」掛け替えのない時代である。

パラグラフを無視して、引用する。

次世代(大正)の青年と違い、明治期の鷗外・漱石には「国家」意識が明確にある。「明治」という時代は、鷗外・漱石にあ

っては、文字通り「青春」の情念をかけ自分たちが命がけて築いていった時代であった。

右記に、論考前半の骨子がある。後半、乃木殉死に対する「次世代(大正期)青年の反応」、「明治の精神」のもう一つの基底である「漢文脈」のこと、更に「近代」の大なる代償を語る「広田先生の夢の話」(三四郎)へと言及が進むが、割愛する。研究会の名称が「明治の精神」故、論考の前半のみを、その中でも「明治の精神」云々の処を紹介した。

* * *

嘉戸一将の、「忠君」と「愛国」——明治憲法体制における「明治の精神」は、法制史からの「明治の精神」の検証である。

明治憲法体制における、「忠誠観念」の大命題が立てられる。

明治憲法体制が西洋近代法に依拠しつつ新たに創設された制度・国家であるとするならば、少なくとも制度設計者たちにとって、遵法観念や忠誠観念を如何にして創出するかという問題は、この制度・国家の存立に関わる死活問題だった。

まず、明治憲法の起草者の一人でもあった井上毅の「忠君愛国」観を挙げ、その矛盾を云うところから始まる。

そもそも国民という近代的な制度的存在者の道徳を受容するのに、身分制秩序の道徳を賦活しつつ、天皇への「帰一」を説くということに概念上の矛盾はないのだろうか。(中略)「愛国」と「忠君」とは親和的な観念でありうるのだろうか、もし仮に親和的だとすると、天皇とは国家そのものだということになるのではないか。

近代的な「忠誠観念の様態は、主君への忠誠心ではなく、領域的なものへの愛として把握される」はずであったにも関わらず、明治憲法体制においては「忠君」と「愛国」が接合され反整合性を、嘉戸論文は指摘する。

明治憲法体制において新たに創出された「忠君愛国」という忠誠観念は、相反する二類型の忠誠観念を接合したものであり、(中略)これは要するに、主体の制度化のレヴェルで言えば、主体としてのステイタスを保証するのは、天皇か、それとも抽象的な人格としての国家かという問題である。

平行して、「忠誠観念の制度化」(憲法制定)に対しての、啓蒙思想家たちの各概念が、列挙される。西周、津田真道、福澤諭吉、伊藤博文、森有礼と、明治を飾った西洋的・近代的「知性」の議論のその具体が、紹介され逐一検証されていく。前提として、議論そのものの長い引用が効果的である。

各検証にはとても触れる余裕はないが、例えば伊藤博文に対し、伊藤の開会の辞における「君権ヲ尊重シテ成ルヘク之ヲ束縛セザランコトヲ勉メタリ」という言葉は、憲法によって君主権力を制限し国民の権利を保障するという立憲主義の理念に反する、絶対主義的なものを想起させる。

に、代表される如く、「明治憲法体制における絶対主義的なものは、西洋における絶対主義とは異なるということ」を、明証する。

斯くして、次の論点が導き出される。

明治憲法体制における忠誠観念は、天皇が国家そのものと観念させる可能性があった点では絶対主義的であるが、他方、それが

絶対主義における平準化によって開かれる公的領域への愛や忠誠観念とは言えない点で特殊なものである。

そして、右記の「問題が意味することを分節化するために、明治憲法解釈における絶対主義的なものをめぐる論争のなかの精神的紐帯の問題」に焦点が当てられ、以下論じられる。

天皇主権説論者・穂積八束と、穂積の明治憲法解釈を絶対主義と批判した・有賀長雄の論争が検証され、「そこに賭けられているのは、個としての国民の規範を基礎づけることではなく、国民を一体のものとして観念するための定礎の創出」であり、つまり「愛国観念を非キリスト教的に涵養するために、皇室を「宗家」とする虚構 \parallel 擬制が要請されたのである」と、客体化する。天皇機関説の美濃部達吉についても、「天皇が機関であってこそ国民の精神的紐帯として機能しようというのが美濃部の立場」であると、明瞭化される。

最後に、明治憲法体制における道徳的パラダイムの忠誠観念への、その最大の奉仕者であったであろう「教育勅語」についての言及がなされる。イデオログとしてあった、井上哲治郎の教育勅語の註釈書「勅語衍義」が吟味され、

要するに、教育勅語とその註釈は、身分制秩序の道徳的紐帯を賦活し、愛国観念の受容に利用しようとしたために、それら相容れない忠誠観念を接合すべく、一方では道徳的パラダイムとしての天皇の形象を創出し、他方では国民のその形象との合一・一体化という個の否定の論理を確立せざるをえなかったのである。

ために、

個を国民として制度化し組織化するはずの明治憲法体制が、個

や私的なものを国家そのものと化した天皇の公的意思なるものに回収するという全体主義的な組織化・総動員体制のイデオロギーを準備することになる。

果して最後に、「個の制度化」の命題が厳しく問われる。

重要なのは反逆可能性から忠誠観念を問うことではなく、忠誠観念という精神的紐帯の問題を個が個であるための条件という逆説において問うことである。

そして、明治憲法体制の根幹に、

それは明治憲法体制のイデオロギー自体に個の融解、全能者と一体化という脱制度的要素が孕まれていたことに起因する。

と、明治憲法体制の内的必然性そのものが照射される。

やっと、表題の「忠君」と「愛国」に戻って、

「忠君愛国」論が個を個として制度化しえないために国民道德どころか、脱制度化をもたらすということである。

と帰結される。

然して、乃木希典の殉死に対しても、

乃木にとつて国家とは明治天皇と同一視されるものだった(中略)正確に言えば、道徳的バラダイムとしての天皇の形象を通じて一体化する国家という演出を意味する「忠君愛国」論におけるような忠誠観念とは異なり、乃木の忠誠観念は公的なもの演や擬制的なものを一切必要としない私的な「忠」にすぎない。と、付言される。

「個が個であるための条件」・近代的自我としてのその「個としての制度化」を基底としての嘉戸の立論・切り込みは、正鵠に論理的であ

り有無を云わさぬ納得性がある。読み手は、嘉戸論文の論理の明晰さに圧倒されるであろう。

明治憲法発布(明治二十二年)より百二十年の、現時点(既に近代市民社会を獲得している)より俯瞰すれば、確かに論考の逐一の批判の如くであろうが、素人目の私には、その批判がやや厳しすぎるとも感じられた。しかし私のその「感じ」は、たぶん私の「学問」への甘さでこそあれ、嘉戸論文の「学問」への厳しさを、些かも軽減させるものではないだろう。

*

*

長谷川精一の、〈福沢諭吉における兵役の「平等」——徴兵論と兵役の間〉は、次の問いへの確認作業と問題提起である。

自己の言論をもって世に立つ者は、自らの思想と行動との関係をどのようにとらえなければならないのか。この問いに対する答を模索する際に、近代日本の啓蒙思想家として、まず第一にその名を挙げられることの多い人物、福沢諭吉が徴兵制に関して示した議論と実践は、格好の材料を提供してくれる。

明治六年、徴兵令が施行される。その後、数度にわたる改正を経て、明治一六年の改正は、それまで与えられていた多くの特典が廃止され、「徴兵に関する不平等を是正する」ことを目的とした。

福沢は、「全国徴兵論」(明治一七年)において、この改正は徴集の区域を広くして平等連帯の主義を進めるものであり、「新令の布告を見て政府の美挙なりと賛成せざるを得ない」とする。

福沢は、民間に習慣となっていた「徴兵のがれ」を憤怒し、「日本国に生まれた男子」は、「いやしくもその子弟が徴兵年齢」にあたる場

合、「普通の貧賤の子とともに現役兵となる義務に服させることが、我輩の願ってやまないところである」と、右『全国徴兵論』に、高らかに宣言した。

ところが、次男・捨次郎の徴兵に関し、福沢は色々な「徴兵のがれ」の、具体的な策を講じている。

策を変更して、捨次郎が齒が悪いことにより身体検査で不合格となることを想定して一年志願兵に志願させ、捨次郎は首尾良く不合格となつて、見事に徴兵のがれに成功する。福沢のこの言論と行動との矛盾をどう考えるべきか。徴兵をめぐる福沢の言説と実際の行動とを追うことにより何が見えてくるのか。それを探ることが本稿の課題である。

まず、福沢の徴兵に関する見解をまとめた福沢の書・『全国徴兵論』の紹介から始まる。書中、福沢は提案する。

いやしくも「白痴瘋癲又は廃疾不具にして尋常一個人の業を執ること能はざるもの」以外は、兵役につくか、または、兵役税を納めさせることを提案する。

「兵役税」の提案は福沢独自の見解であり、それへの解釈がなされる。一方、福沢父子の「徴兵逃れ」への、福沢の策・加担の具体が、紹介される。

福沢は彼の甥であり山陽電道社長であった中上川彦次郎に宛てた書翰に以下のように記している。徴兵令改正により、捨次郎の身に思案が必要となつた。旧令によれば後備役に入るはずであつて安心していたが、新令ではそうでないかもしれないので、油断すべきではない。(中略)兵庫県に頼み、県の土木課または通弁

翻訳などに入り、その後そのまま山陽電道へ出向させるなどの手続きを致したく、右の次第をお含みいただき、下話をよろしくお願ひしたい。

捨次郎の山陽電鉄入社のことを考え、福沢は山陽電鉄の株を一〇万株購入の段取りもしていたと云う。

しかし、明治二十二年一月二十二日改正の「新令」では、「仮に小吏たるの策」では徴兵猶予とならないことに気づいた福沢は、次の策を取つたと云う。

次の作戦として、徴兵検査規則第四条の「唇又は齒牙の疾病欠損にして咀嚼に妨げあるもの」は兵役に耐えられない者とするという規定に目をつけ、齒の悪い捨次郎にあえて徴兵検査を受けさせ、不合格となることをねらうという方法を選んだのである。

福沢の作戦はまんまと成功し、「終身免役」となつた。首尾よく徴兵を逃れた捨次郎は、山陽鉄道会社に入社したと云う。

続いて、この徴兵をめぐる福沢の言論と行動の矛盾に、独自の解釈(擁護)を示した山口輝臣の「愛息の徴兵に立ち向かう福沢諭吉」を紹介するも、長谷川論文は山口の「読み直し」の非妥当性を、「兵役税」導入の視座からも徹底的に糾弾する。

兵役税の導入は「不公平」という意識の発生を最小限に抑えらるどころか、むしろ「兵役にまつわる上流——下流の再生産を押し進めるものだったと言ふべきではないか。」

しかし、たとえこのように批判されたとしても、福沢は全く意に介さないであろう。「凡そ人間世界に錢を以て売買す可らざるものは殆んど稀なり」と語る福沢にとって、世の中に経済力の差

による「上流」と「下流」の区別があるのは当然であり、「上流」の子弟が、現役兵となり兵役義務を果たす代わりに、兵役税を払うことは何ら問題がなかったはずだから。

そして、「福沢の提案以降も、兵役税に関しては繰り返し議論がなされながら、その導入はついに実現することはなかった。」という歴史的事実の帰納から、より原理的な命題が抽出される。兵役義務における「崇高性」の概念である。

兵役税に関する陸軍の見方は山梨半造陸軍次官の次ような発言に明確に示されていた。兵役義務に対しては、いわゆる「物資的を以て報酬し得ない」ということを本義としたい、(中略)

兵役と徴税とによってこの義務の負担に応じさせようとしたら、兵役に対するこの「崇高の観念」はついに根底から覆されてしまうのではないかという懸念をもつのである、(後略)

結論として、「兵役か納税かの選択という兵役税に関する福沢の提案は、この点に対する顧慮を欠いていた。」と、長谷川論文は厳しく糾弾する。

果して、「福沢といふ一個の人間が日本思想史に出現したことの意味」とは丸山真男の直言であるが、「独立自尊」の四文字が福沢の代名詞のように人口に膾炙してある明治の大啓蒙思想家・その福沢諭吉の、言説と行動の矛盾・不一致が、豊富な資料の下に照射されている。

その「矛盾を孕む」福沢を、もう一度大啓蒙思想家・福沢に返し、それでは「福沢の何たるか」を問う前で、擱筆されているのは惜しまれる。なお、長谷川精一氏の本来の専門分野は、明治の教育者・森有

礼研究である。

* * *

山本和明の、〈結末の行方―黎明期明治戯作の位相〉は、「近世戯作と黎明期明治戯作との断絶や相違」が云われている近代文学史の通説に、書き換えを要求する文学史の鳥瞰である。

はたして魯文は、いわゆる「転向」した戯作者だったのだろうか。(中略)荒唐無稽で空想的な世界を描いた何でもありの幕末期合巻から、「実」の世界を描かざるをえなかった明治期合巻への「転向」という見取り図が示されてきた。そのなかで、明治黎明期の戯作になされてきた発言を俯瞰するとき、(中略)まことに厳しい意見ばかりである。「戯作が実につく」ということは戯作の墮落であり退廃」とした前田愛や、「近世の戯作の墮落した形」とする平岡敏夫の発言などがまさにその一例であろう。(中略)そもそものところの「実」とは何だろう。なぜ「転向」とされなくてはならなかったのか。そうした問題意識のもとで、明治期戯作の一端を考え、ともかく見取り図を引いてみようというのが本稿の目論見である。

ことの順番として、「三条の教憲」に触発されて、教部省へ差し出された仮名垣魯文の「著作道書キ上ゲ」(明治五年)から始められる。

「著作道書キ上ゲ」の文面にあったのは、明治の御世となつて一転して「不識者の迷ひ」をもたらすような記述はしないという宣言であった。(中略)「戯作が実につく」とは、ある種の「制限」である。(中略)

「戯作が実につく」、すなわちそうした趣向のありかたを、「戯

作の墮落であり退廃」と、優劣のみを語っても何も生まれてはこない。世間の影響をうけながら、変容してゆくのが戯作であり、その時々にかに工夫しているかを考えなければ、後世からのジヤッジとしてはあまりに辛すぎよう。そもそも戯作は、時代に即してフレキシブルに対応する柔軟性を兼ね備えてきた。「著作道書キ上ゲ」の内容に、信念を曲げ、正しき道筋・路線に転じ向かうのだという「転向」を読みとるのではなく、むしろ状況の一変化、趣向の変転を示したものと読み取ってみればどうだろうか。論旨は更に、次のように進む。

「実」への転回を、より積極的に評価することも可能だろう。多くの先学が「著作道書キ上ゲ」の表明に「戯作の墮落」をみた。しかしその一方で、歴史を歴史そのままを語ることににより、戯作者たちは解き放たれたのだ、と考えてみてはどうだろうか。

(中略) 魯文「松飾徳若譚」全六編などは、(中略) その内容といえば、徳川家祖累代記であった。江戸時代に公刊されたら処罰されるような、描くことのできなかつた世界にはかならない。徳川氏のことを書いてはならないと規制されていた時代から、書いて宜しい時代へという変化は実に大きい。正々堂々と「実」の世界をそのまま扱うことができるのだから、それまで出来なかつたことから解放された喜びがあると考えてみればどうだろうか。

積極的評価として、更に「学問」と「戯作」のその枠組の崩壊、「学者」と「戯作者」という線引きも、一旦解放されただろうと山本論文は推測する。

さて、戯作の戯作である所以、魯文の「貫通する稗官魂」に焦点が

あてられ、魯文自身の戯作史研究「○稗史年代記」の言説が紹介される。

「稗官魂ひ百まで去らず」という発言からは、悪戦苦闘のなかで「現実を再現するという役割を果たし」ながらも、戯作者として一貫した立場を保ち続けてきた魯文の姿勢を読み取ることができよう。だとすれば少なくとも魯文にとって「転向」などあり得なかつた。

むしろ、時代(趣向)の変化に対応し得た、魯文たち戯作者の「力技」が評価される。

続いて、時代の「法令」(讒謗律、改正新聞紙条例など)と、戯作掲載の「メディア」(今日新聞、いろは新聞、仮名読新聞など)の具体が紹介され、その「法網、頭上に覆ふ」さまが逐一報告される。

新條例の頒布以来、「法網頭上に覆ふ」ことは、その条文から伺い知れないほどに影響を及ぼしたようである。しかも、魯文の発言が頒布から一年を経ている点、すなわち、施行されて直ぐの反応ではない。このことは、法の施行と受けとる側の意識との間に、タイム・ラグの生じていることをいみじくも物語っている。

法は、処罰をとまなうなかで、徐々に浸透してゆくのである。

山本論文の凄み・真骨頂は、何よりも現物の資料に直接当たっていることであろう。この場合は、国文学研究資料館などへの度重なるマイクロフィルムでの各「小新聞」の閲覧であるが、氏の閲覧回数之余り頻度なのには驚かされる。微妙な「一年というタイム・ラグ」を云い得るのは、当時の多くの「小新聞」に当たったの確かな実況である。

更に、「小新聞」紙上の、確かな実況が紹介される。戯作の「彷徨

ふ結末」である。

新聞は結末を語ることを拒絶し、コトガラとしてそのまま放り投げるばかり。いろは新聞では、二月五日掲載の第一一回が、それまでと異なり、淡々とコトガラのみ記述し、未だお調中にも関わらず、「此甚三郎お仲が紛転も始め淫猥に生ずる故なり此を以て後來の懲戒となすこそ可けれど先暫くは筆を聞く」と、後の世の懲しめとする旨を述べて、無理矢理に終えている。

法の規制が、結末の行方も左右していくと指摘する。

ことの顛末は裁判にゆだねられることが常となつたのである。人の裁きはあくまで裁判所に委ねるしかなく、物語が実事件を扱えば扱うほどに、旬の話を描けば描くほどに、結末を記そうにも裁判云々に左右されることになる。(中略)

事件の速報性というか、事件そのものの行方まで報じること、明治に至って新たにみいだされた趣向である。「不識者の迷ひ」をもたらずような記述ではなく、実事を元に記述するなかに活路を見いだしていったのが黎明期明治戯作であった。(中略)

さまざまな法の網が制定され、施行され、改定されていくなかで、明治戯作の担い手たちは、また「別の方向性」を模索していくしかなかつたのではあるまいか。今日の研究者はその作品の出来のみをみて評価するが、しかし、そうとしか書けなかつた——作者の質云々だけで語り尽くせるものではなかつたのである。

最後に、皮肉にも「江戸戯作の復権」が云われる。

江戸式合巻が壊滅に類していた明治十五年から十六年にかけて、皮肉にも出版界は江戸戯作復活の機運を迎えようとしてい

た。それは活版による翻刻、予約出版の流行である。木版式合巻の退場を促した活版印刷の進出が、一方では馬琴の読本や春水の人情本を貸本屋のストックから解放し、大量生産による廉価版の普及を可能にしたのである。

その復活ぶりが、「国立国会図書館所蔵明治期刊行図書目録」江戸戯作本年次別数で、やはりその実況が確認されている

『小説神髓』の刊行された明治一八年は、まさにそうした時代の潮流のまつただ中だったわけで、「八犬伝」はこの当時もつとも読まれた作品の一つに他ならないのである。

豊富な原資料に裏打ちされての、或いはきめ細かく或いは全体的な、「戯作」に関する山本論文の鳥瞰図は圧巻である。氏自身「見取り図を引いてみようという目論見」と、宣言する所以である。

なお、氏の蔵書家は夙に有名で、自宅は、ナフタリン漬けの江戸期(あるいはそれ以前以後)の写本、版本、合巻で埋まっている。

* * *

鈴木徳男の、〈近代歌学の出発——竹柏園と博文館〉は、明治期における「和歌」と「和歌研究」の消息である。

昭和三〇年の「和歌文学会の発足」を記念しての、佐佐木信綱の講演録から始められる。

落合直文・与謝野寛・正岡子規の三人の思い出を順に述べる。

「明治の佳い時代」「同じ明治の佳き明治人」と語り始め、講演の最後にも「自分が親しく交はることを得た和歌革新運動の三君の思ひ出を、ありのままに語つた。(中略)」

八四歳の信綱が、このとき回顧した明治はあくまで肯定的に価

値づけられている。(中略)

信綱をめぐって近代の歌学の出発を述べながら、明治という時代を考えてみたい。(中略)

言うまでもないことだが、明治の和歌革新運動は、信綱の話に登場する三人に信綱自身を含めた、この四人によって着手された。

なお、竹柏園は、佐佐木信綱の号である。

まず、孫にあたる佐佐木幸綱による「佐佐木信綱年譜」により、信綱の出自と、明治一〇年代の和歌の消息がたどられる。信綱の父・弘綱は、幕末の国学者、歌人である。

信綱は幼い頃から父弘綱による歌人としての英才教育を受けた。(中略)

明治天皇は和歌に親しみ、歴代のうちでも群を抜いて多作であった。その意味で、和歌のあり方から維新の一面をさぐるべきかも知れない。(中略)

少なくとも明治初期・中期の歌壇は、古今集を媒介にして歌を天皇と国家に結びつけることによって活性化していたのである。明治天皇に対する信綱の畏敬が、紹介される。

例えば、明治四五年明治天皇が東京帝大卒業式に臨幸、明治三八年から帝大講師を勤めていた信綱は万葉集古写本について言上する。(中略)

また大正六年から一一年にかけて明治天皇御集の編纂のために御歌所寄人となり編纂部の委員として御集を完成させる。

続いて、明治二〇年代の和歌の消息がたどられる。

古典科(東京大学―鳥井注)一期生の落合直文と二期生の佐佐

木信綱の邂逅は、信綱が古典科を卒業した明治二十一年八月のことであった。そのとき、落合は雑誌「日本文学」を手に入っていた。

この雑誌は同じ年の八月二五日に創刊されている。(中略)

雑誌を手にしつつ落合は「わが国文学を興さねばならぬ」と滔々と述べたという。

落合直文の消息・活躍が、紹介される。

「明治文学全集44 落合直文 上田萬年 芳賀矢一 藤岡作太郎集」の「解題」で久松潜一は「落合直文は、四十三歳の若さで歿したので、詩歌、文章、国文学、教育界と多方面にわたって活躍したものの、十分にその業績を全うするまでに至らなかった。活躍したのは明治二十年代が最盛期であった。

(中略) 基礎的な面において果たした歴史的な役割は大きかった」と論じ、(後略)

続いて落合らにより出版された、近代における古典文学の最初の整備である、「日本文学全書」(明治二十三年)の細目が紹介される。

そして論考は、やっと「日本歌学全書」の消息へと至る。

佐佐木弘綱・信綱編著で明治二十三年一〇月二八日から日本歌学全書の出版が始まった。この叢書の刊行を信綱自身も以後の和歌(歌学)研究の出発と位置づけている。

書名は「歌学全書」であった。「歌学」という名辞への、注意すべき指摘がある。

「歌学」は(中略)当時は実作を主として幅の広い意味を含んでいた。この叢書の名称は「和歌文学」の意味で用いたものであ

ろう。後述の「はしがき」にも実作に資する目的がうかがえる。続けて、「勅撰集（いわゆる八代集・私家集・歌合・百首歌・私撰集・歌学書という和歌の諸分野を網羅し、頭注の形で簡潔な注を施した全文を翻刻掲載）する、『日本歌学全書』全二二冊の全容が紹介、検討される。『歌学全書』は、「当時から教育現場にも普及し、まさしく歌道弘布実現の第一歩であった」と、その価値を云う。

その「歌道弘布実現」の具体として、鷗外のトピックが挙げられる。小島憲之著「ことはの重み―鷗外の謎を解く漢語」から、次の引用がある。

末弟森潤三郎の著になる「鷗外森林太郎」の口絵に珍しい鷗外の写真を載せる。それは、明治三十八年奉天の野戦宿舎の民屋で写したもので、かたわらの粗末な机に数冊の本。そのなかに明らかに「万葉集」の姿を見ることができ。それが明治二十四年に刊行された「日本歌学全書」所収の万葉集である（後略）
あわせて鈴木の言説を、次に引く。

万葉集のみについてであるが、「出征のはなむけとして贈られたこの三冊本は、『万葉集』の活字化された本として最初の、過大に言えば「革命的」な便利なテキストであった。この三冊本ならば、軍囊に入れて携帯してもかさばらず、重さにしてもいまの一キロに足らず、そのまま詩囊の種とすることはたやすい」は、まさしく叢書の性格を言い当てている。

同じく「歌学全書」にまつわる、正岡子規のトピックが挙げられる。明治三十三年の亡父弘綱の十年祭に、子規は「世の中に歌学全書をひろめたる功にむくいむ五位のかがふり」と、詠じた。「五位のかが

ふり」には、『万葉集』巻一六（三八五八）の「前略」五位乃冠ゴキノカウツリの出典が、鈴木より注記されている。

「日本歌学全書」は、さらに前述の「日本文学全書」は、ともに博文館よりの刊行であった。昨今の近代文学の研究は、テキスト論も既に終焉し、その作品の置かれた出版状況が詳細に報告される学会傾向がある。果して中世文学の研究である鈴木は知ってか知らぬか、出版状況の詳細な報告・検討をする。

革命的に便利なテキスト、日本歌学全書を刊行した博文館は「明治前期に奇蹟的に出現した出版界の巨人」といわれ、近代出版文化の出発点にあたる。前述の信綱の業績を支えた活字出版のメディア、博文館の意義を考えてみる。

そして、博文館の出版事業に携わった多くの人々の実名とその動向が逐一紹介され、明治前期における国文学と博文館の内的関わりが吟味されるが、もはや紙面の都合で割愛する。ただ、次の結語のみを引用する。

時代の要請を見抜いて出現しつつある知のさまざまな形態を捉えて間口の広い編集、有用な人物を数多く社会に提供した。

（中略）明治期における博文館を成功に導いた当事者たちには国家繁栄を強く意識されていた点を強調しておきたい。

（中略）栄光の明治は、日本歌学全書を刊行した博文館の出版事業にも見て取られるのである。

最後に、その後の竹柏園・佐佐木信綱の歩みが、やはり諸氏の論を引きつたどられ、やっと信綱の全体像が鳥瞰されるに至る。「一に万葉学の樹立。二に和歌・歌学・歌謡史の研究。三に古典の複製・領

布」であり、その内実が逐一明証されて近代歌学の文学史が構築されるが、これも割愛する。

前後するが、最後に大事な論点が強調されている。歌人と歌学者・実作者と研究者の関係である。上田三四二の「歌人佐佐木信綱」の、次の一文が引かれている。

氏は大歌人と呼んでいいかどうか、私は疑う。けれども、氏は疑いもなく大学者だった。(中略)とは言え、氏のなかで、作歌と学問は別のもではなかった。私はそこに、わが国詩歌の伝統の正嫡をみるおもいがする。学と識とを兼ね備えて、いちはやく、もつともめぐまれた条件において、新時代の和歌革新に棹さした氏の風貌をみる思いがする。その和歌一千年の正統をつぐ氏の短歌が、顧みて、近代短歌の正統となり得なかつたのはなぜか。理由を一言でいえば、それほどまでに近代以後の短歌が品下れるものになり終つたがためである。いま、子規の俳趣向短歌、晶子の少女短歌、啄木の書生短歌のみ呼びごえ高く、悠悠たる氏の八十年におよぶ歌業の高風を、わずかにその「思草」によせて言う人さえ稀である。明治はそんな邪しまな時代だった。が、おおよそ邪しまなもの、瀟漫を許さぬ新時代というものはなく、また事実、詩歌の革新は、ほとんど歌学の何たるかをわきまえぬ、荒々しい、一途なものの手によってなし遂げられてしまったのである。

日本歌学一千年の、伝統の継承と変容が俯瞰される。

鈴木論文も、膨大な資料・文献の蒐集と、その長い引用と、それへの懇切な解説が解り易く説得的である。信綱を中軸に、近代歌学の文学史が、改めて整理構築されている。

* *
嘉戸論文が、四〇〇字詰め原稿用紙で一一〇枚、鈴木論文も一一〇枚である。鳥井論文、山本論文は八〇枚の、各位長論文のすべて書き下ろしである。鈴木氏は、新幹線（東京までの）の車中で、今回の論文の「校正」が終わらなかつたと云うエピソードがある。それだけ贅沢な、しかし相愛大学人文科学研究所主催の「明治の精神研究会」を母体とした、私たち相愛大学教員の初めての共同研究の「単著」ゆえ、私たちは一生懸命であつたと云えるだろう。各論文には、長さばかりでなく各位の心血が注がれている。

プロタゴラスは「人間は万物の尺度だ」と云っている。論者に各位の風貌が垣間見られよう。果せるかな「明治の精神」を、学域を越えて各位の専門分野から執筆した。相愛大学の、それを可能せしめた「相愛の精神」（学の基底と豊饒）を思う。

